

地域共生社会の実現に向けて





地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。





「地域共生社会」の実現が求められる背景

- 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱体化
- 人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要
- 公的支援についても、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられる



■ 公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換

個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
人口減少に対応する分野をまたがる総合的サービス提供の支援

■ 「我が事」・「丸ごと」の地域づくりをはぐくむ仕組みへの転換

住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す



「地域共生社会の在り方検討会議」

○令和2年社会福祉法改正時に附則として、施行後5年後を目途として施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていることから開催

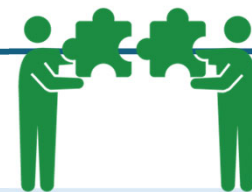
○地域共生社会の実現に向け、改めてその概念を確認するとともに、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、今後の包括的支援体制の整備の在り方、重層的支援体制整備事業等における取組の方向性について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び対応に当たっての多分野の連携・協働の在り方等について、検討することを目的とする

○令和6年6月27日から10回にわたり開催、令和7年5月28日中間取りまとめを実施

主な検討事項

- ①「地域共生社会」の更なる展開に向けた対応
- ②身寄りのない高齢者等への対応
- ③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

① 「地域共生社会」の更なる展開に向けた対応



(1) 福祉以外の様々な分野との連携・協働

(社会福祉法第4条) 地域福祉の推進

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする

(社会福祉法第6条) 国と地方公共団体の責務

地域福祉の推進に当たっては、福祉の領域に留まるのではなく、地域の幅広い関係者との連携に配慮することを、国及び地方公共団体の責務として規定



地域共生社会の実現には、人・分野・世代を超えた関係性の構築が不可欠である

福祉関係者だけでなく、行政・地域住民・民間企業等、多様なセクターの協働が必要であり、特に福祉以外の様々な分野との連携が重要

=「地域づくり」は「まちづくり」である

① 「地域共生社会」の更なる展開に向けた対応



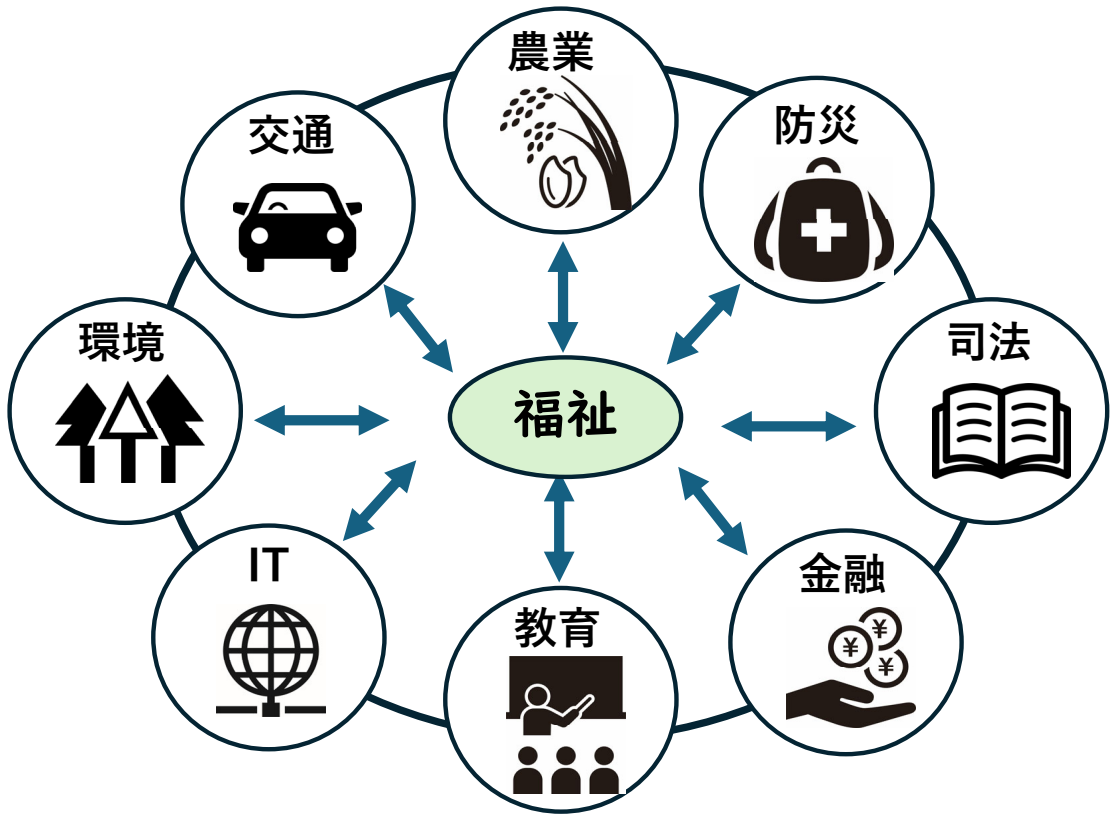
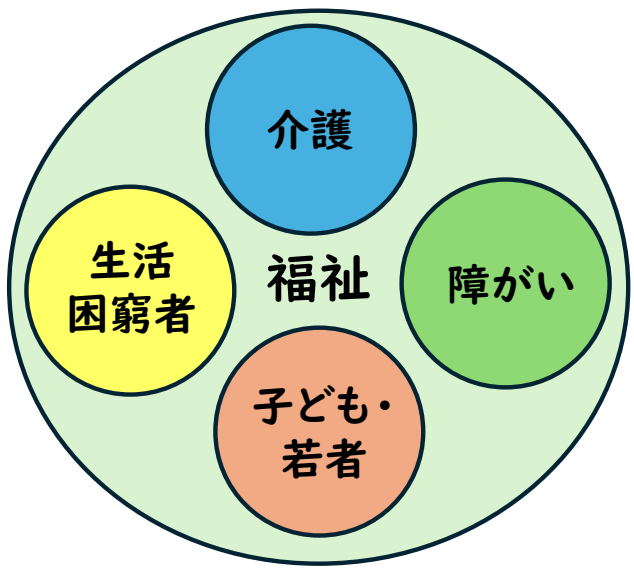
(1) 福祉以外の様々な分野との連携・協働

課題

地域住民の生活課題は当然福祉分野のみで完結しておらず、社会・経済活動が行われる中で多様な分野に課題が生じている

**考え方
対応**

解決策を講じるには多様な分野との連携が必須であり、その協働自体が地域共生社会の実現にも寄与する



地域共生社会



① 「地域共生社会」の更なる展開に向けた対応

(2) 包括的な支援体制の整備

(社会福祉法第106条の3) 市町村による包括的な支援体制づくり

市町村に地域住民が主体となって行う地域生活課題の解決や地域づくりの取り組みへの支援を行うとともに、**個人や世帯全体の複雑化・多様化した課題を受け止め、包括的な支援体制を整備する努力義務を課す**

包括的支援体制
整備の推進手段
として規定

(社会福祉法第106条の4) 「重層的支援体制整備事業」

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**



① 「地域共生社会」の更なる展開に向けた対応

(2) 包括的な支援体制の整備

課題

「包括的な支援体制の整備」が抽象的であり、何をもって整備できていると判断できるのかあいまい

考え方 対応

- 「包括的な支援体制の整備」の進捗を数値で判断できる指標が必要
定量的・外形的な指標だけでなく、定性的な評価の観点の整理も大事
- 国において市町村が適切な評価指標を設定できるよう、調査研修事業を早急に行う

課題

市町村の取組み方の自由度が高いことにより、具体的な推進方法がむしろ分からず、「不自由」に感じている市町村が多い(情報や財源だけ与えられても使いこなすのが難しい)

考え方 対応

本会議にて具体的なアプローチ方法(次スライド図参照)が示された

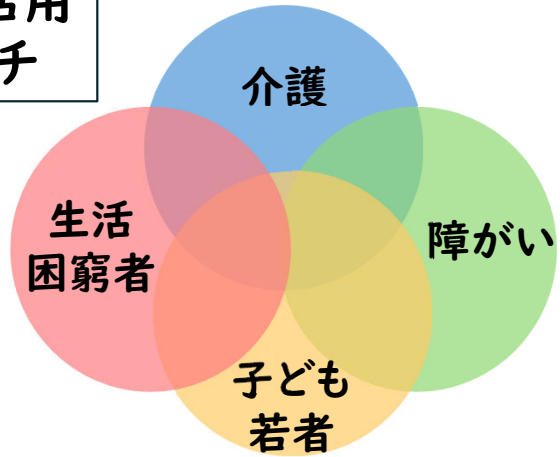


① 「地域共生社会」の更なる展開に向けた対応

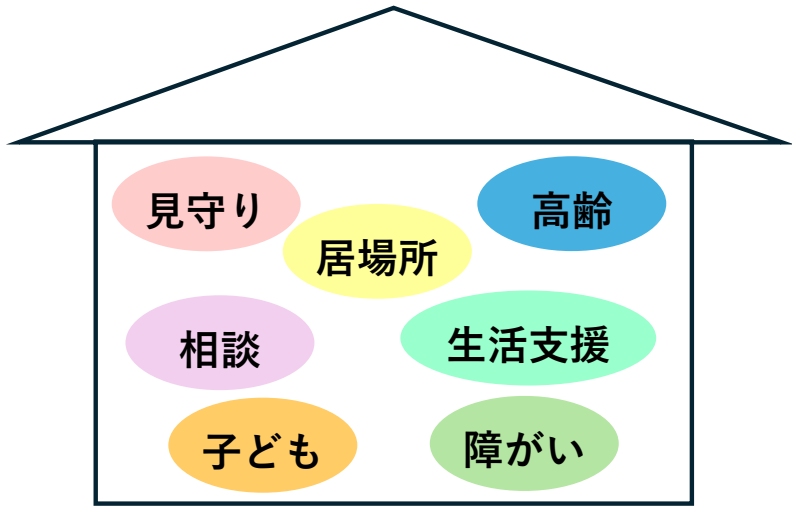
(2) 包括的な支援体制の整備

■ 包括的支援体制の整備手法

既存制度活用
アプローチ



機能集約化
アプローチ



各制度の“のりしろ”を出し合う

既存の各相談支援機関が、対象の属性のみではなくあらゆる支援を必要とする方を把握し、支援関係機関同士で連携・協働を図る

支援もテーマも属性もごちゃまぜに

生活支援や地域活動の機能を1つの拠点に集約し、一体的に行うなど、コンパクトな包括的な支援体制を構築する

■ 求められる人材・スキル

単一の制度に深く精通 → 他分野を越境してコーディネート

人材育成
の具体策

- 地域づくりを含めた各分野の基礎を体系的に学べるプログラム開発
- 分野・制度を超えた共通の学習機会を確保する



②身寄りのない高齢者等への対応

現状

高齢者だけでなく、ひとり親世帯の親子、独身の若者、中年層なども、将来身寄りのない状態になることは想定され、「頼れる身寄りがないことに着目した支援策」が求められている

課題

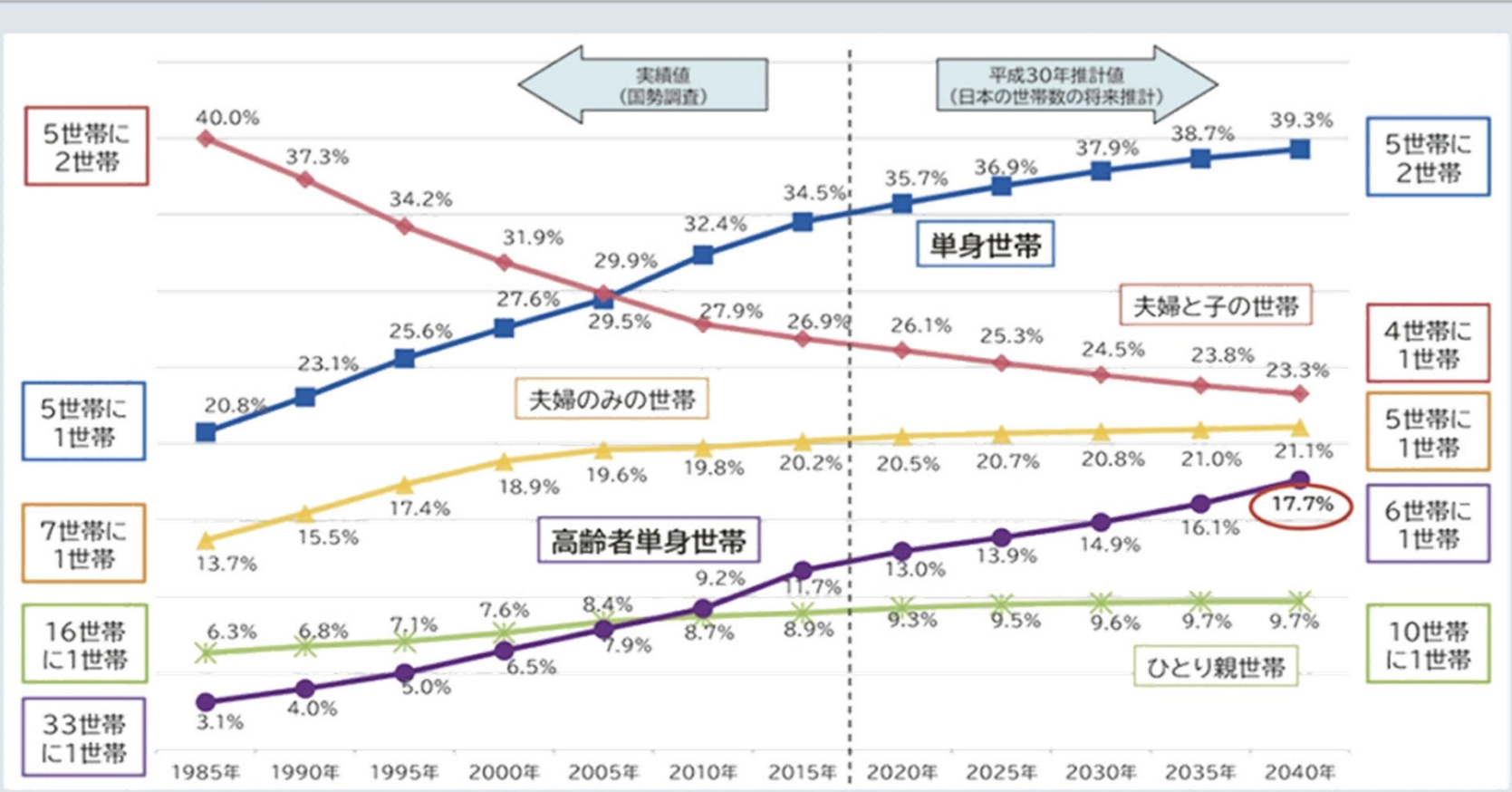
これまで家族・親族等が担ってきた「日常生活支援」「入院・入所の手続き等支援」「死後事務の支援」の社会化・サービス化が必要

考え方・対応

- 民間の「高齢者等終身サポート事業者」は増加しているが課題もある。
- 当事者の抱えるニーズに事業所がすべて対応するのではなく、地域における官民の多数のアクターが支援を分担し、連携・協力していく
- 日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、「日常生活支援」「入院・入所の手続き等支援」「死後事務の支援」も提供できる新たな事業を「第二種社会福祉事業」として法に位置付ける

世帯構成の推移と見通し①（全国）

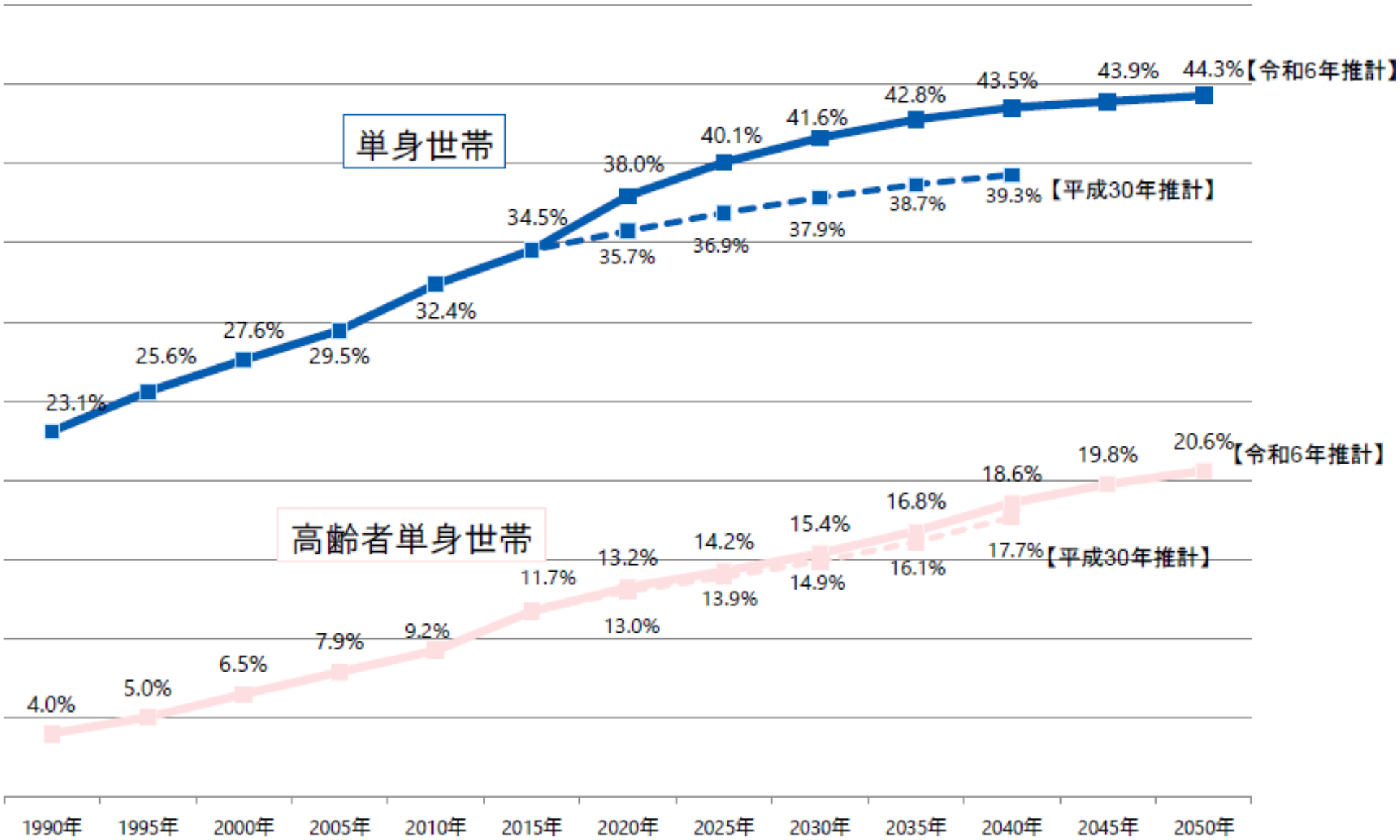
- ・単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。
- ・一方、夫婦と子の世帯は減少を続けている。



資料：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（2018年推計）」より厚生労働省政策統括官付政策統括室において作成。

(注) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。
 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6% (2015年) から40.0% (2040年) へと上昇。
 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

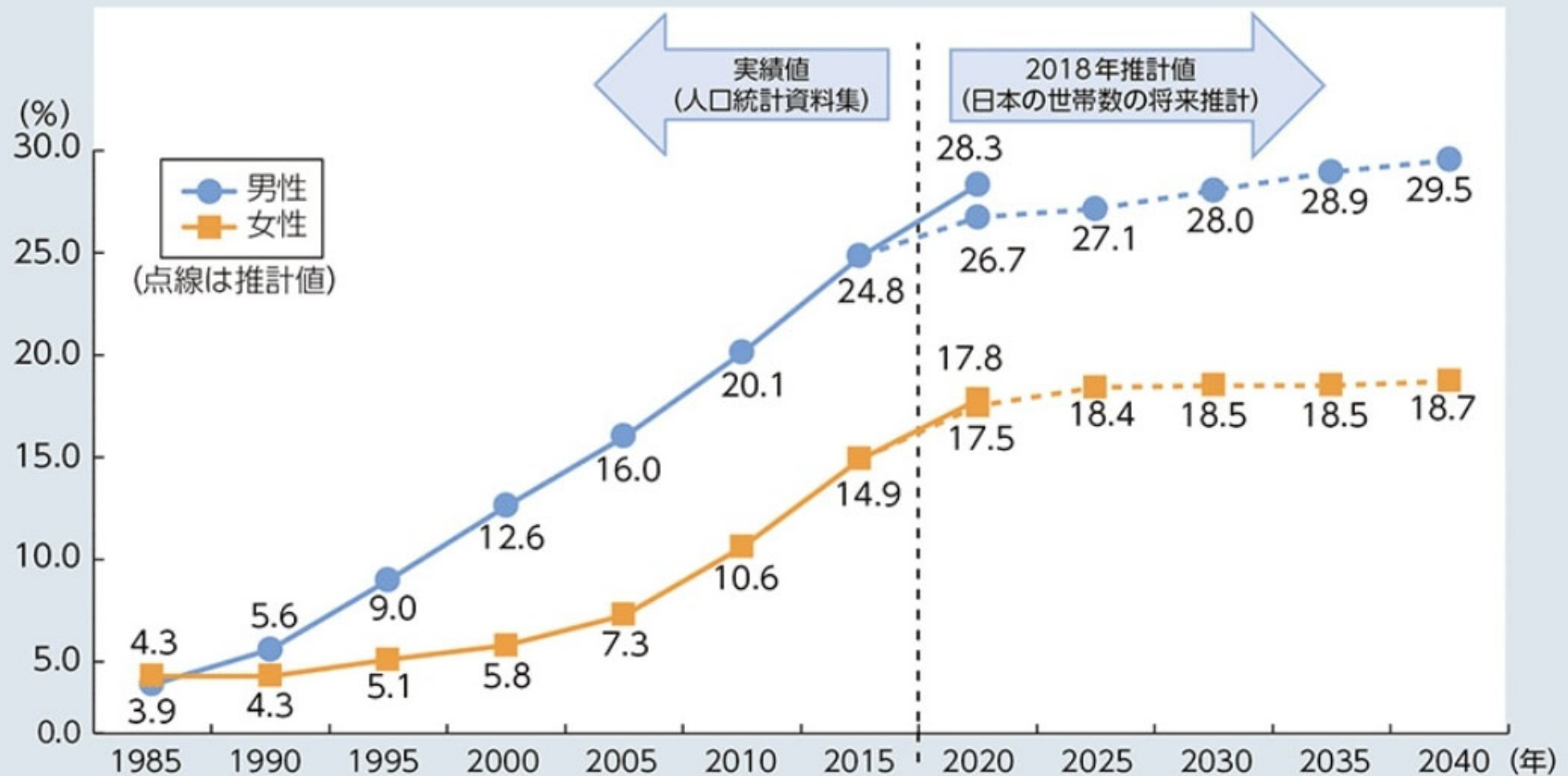
世帯構成の推移と見通し②（前回推計との比較 全国）



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6年推計・平成30年推計)」
 (※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。
 (※2) 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

50歳時の未婚割合の推移（全国）

- ・50歳時の未婚割合は、急速な上昇を続けており、2010年の実績では、男性が約20%、女性が10%強となっている。これが、2030年には男性が約28%、女性が約19%になる見込み。
- ・このような者は、将来、高齢単身世帯となる可能性が高く、身近な生活上のニーズや孤立等のリスクに脆弱な単身高齢者が今後増加していく可能性が高いと考えられる。



資料：国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』、『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』(2018(平成30)年推計)
(注) 50歳時の未婚割合は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、45歳～49歳の未婚率と50歳～54歳の未婚率の平均。2020年までの実績値は「人口統計資料集」(2015年及び2020年は、配偶関係不詳補完値)、2020年以降の推計値は『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』(2018(平成30)年推計)による。

令和6年度当初予算案 1.0億円の内数(98百万円) ※()内は前年度当初予算額

※「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつかっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する包括的な相談・調整窓口の整備を行うとともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

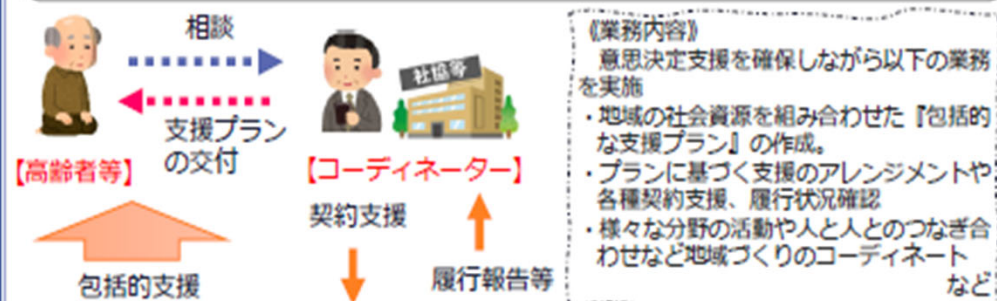
【実施主体】市町村(委託可)

【基準額】1自治体あたり5,000千円/取組

【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを配置した相談・調整窓口を整備。



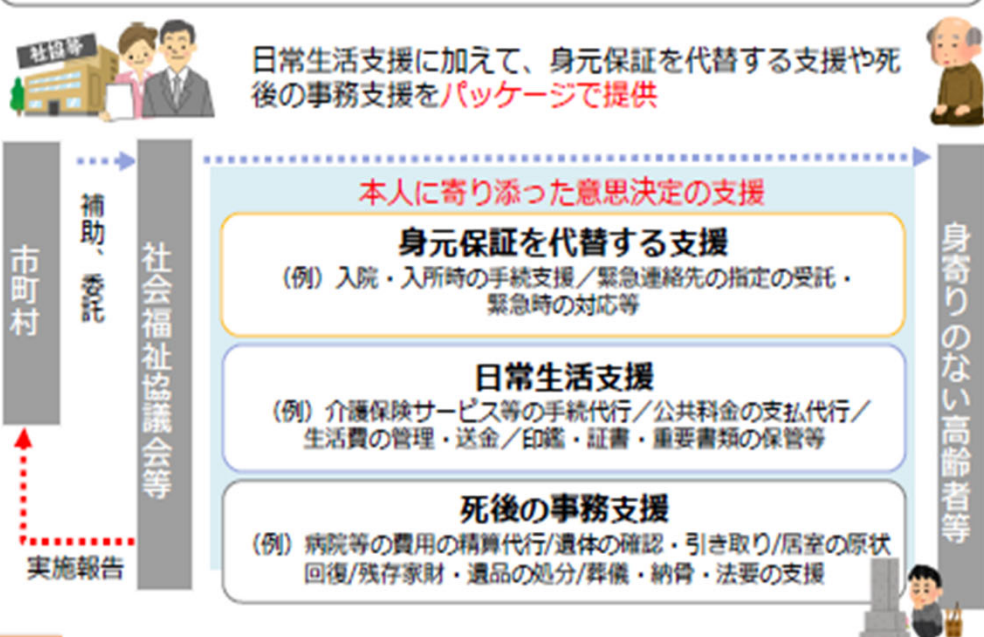
単身高齢者等包括支援プラットフォーム

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	残置物処分

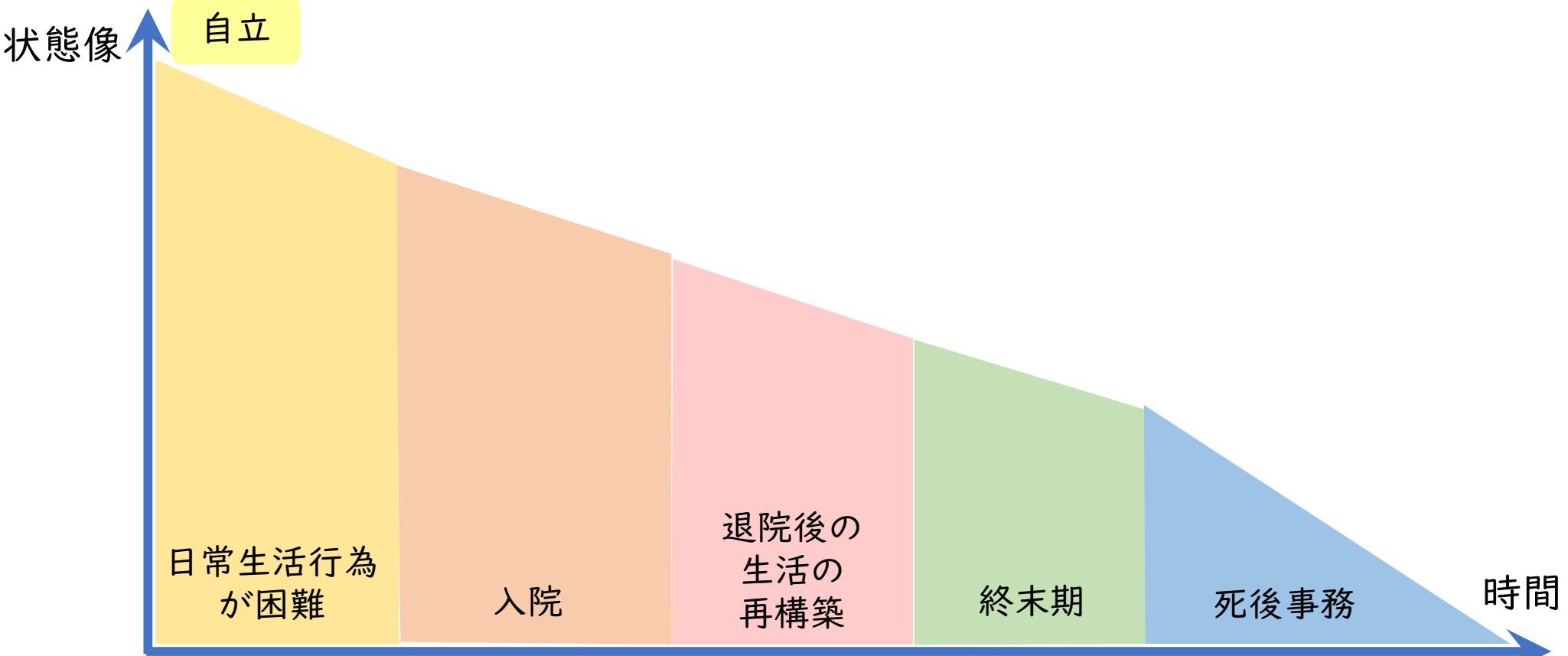
家賃債務保証など

2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施。



高齢期の状況変化と身寄り（親族）がない場合に生じる課題例



①

- 他者とのつながりが
がない
- 家で倒れても気付
かれない
- ゴミ捨てができない
- 買い物に行けない

②

- 緊急連絡先が
なく入院が困難
- 手術の同意者が
おらず、医師が
積極的な治療に
拒否的
- 医療費未払い

③

- 意思能力が低
下し各種手続
きができない
- 新しい住居を
探せない

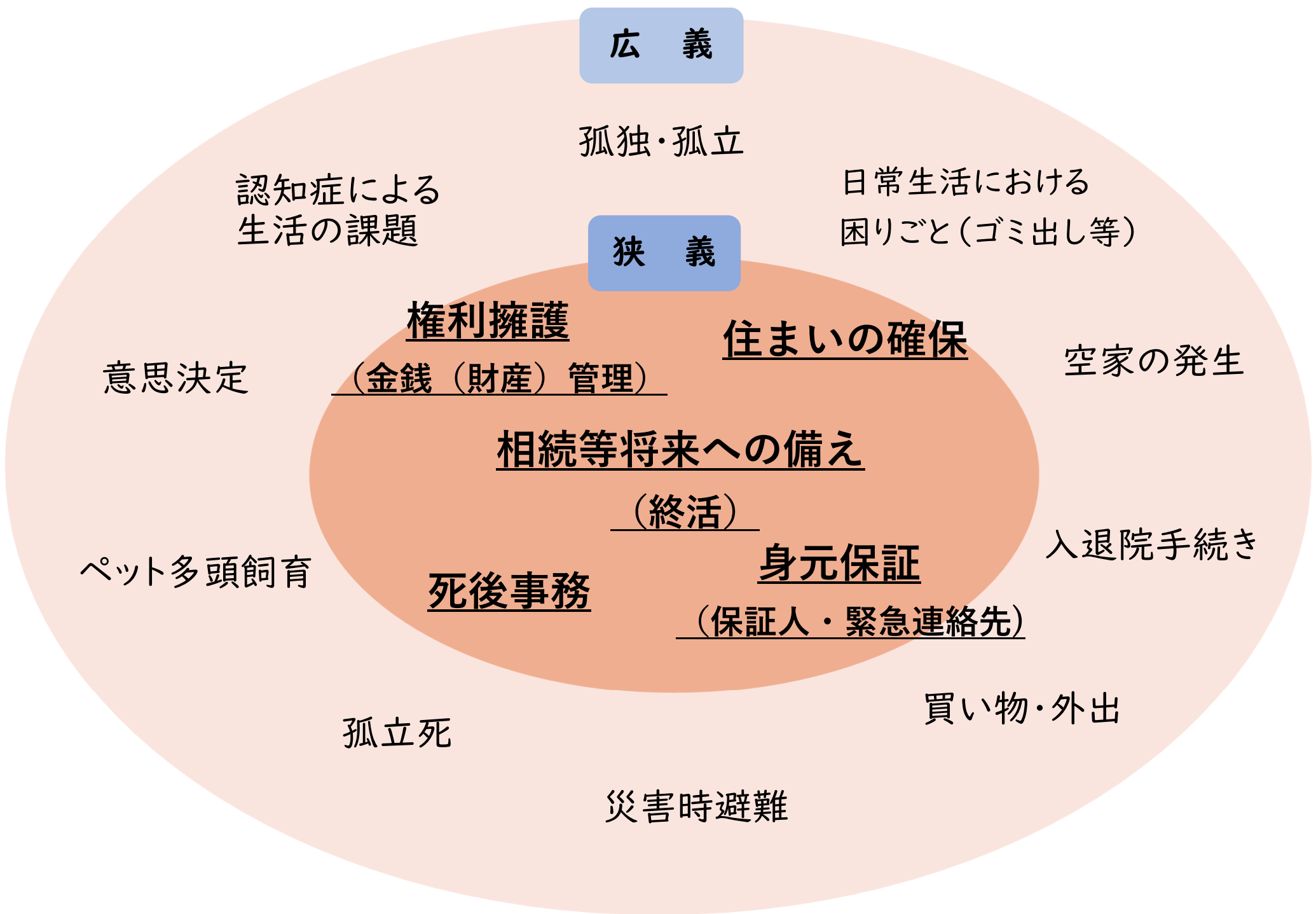
④

- 保証人がなく施
設が受入に拒否
的
- 終末期医療や死
後事務への希望
を伝え、依頼する
人がいない

⑤

- 死後の手続きを
する人がおらず納
骨等ができない
- 空家や残置物の
処分ができない

身寄り問題の捉え方と具体的課題の分布



③総合的な権利擁護支援策の充実



現状

成年後見制度が適切な時期に必要な範囲・期間で利用できる仕組みが必要との意見を踏まえ、現在、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われている

考え方・対応

○市町村において整備が進められている「中核機関」は法的根拠がなく、その権限等が曖昧であるため、権利擁護支援を行う場面における個人情報の取得・共有や関係機関と連携する上で課題がある

○家庭裁判所において後見等の終了等を判断するにあたり、本人の支援情報を提供する法定の機関が求められており、その役割として「中核機関」が想定されている

○そのため「中核機関」を法制上明確に位置付け、「中核機関」と家庭裁判所の間で個人情報の共有を担保できるようにする（守秘義務を課す）